

第二十六号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例
江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の
部を次のように改正する。

第五条中「の各号」を削る。

第十二条第四項中「の各号に定めるもの」を「に掲げるとおり」に改め、同条
第五項中「等について」を「等において」に改める。

第十三条中「同法」を「高齢者医療確保法」に改める。

第十四条の二を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第十四条の二 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険
法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「法施行令」という。）

第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）

二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額
（法施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課
額をいう。以下同じ。）

三 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（法施行令第二十九条の七
第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につ
き算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以

下同じ。)

四 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（法施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第十四条の三第一号ロ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号へ並びに同条第二号ロ及びニ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十五条第一項中「第十五条の四」を「第十五条の四第一号」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の八・五九」を「百分の七・八三」に改め、同条

第二号中「五万四百日」を「四万八千九百日」に改める。

第十五条の八中「六十六万円」を「六十七万円」に改める。

第十五条の十一中「次条」を「次条第一号」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・九七」を「百分の二・八四」に改める。

第十六条の三中「次条」を「次条第一号」に改める。

第十六条の五中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の五
条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第十六条の六 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第十九条の二及び第十九条の四から第十九条の六までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第十九条の六に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第十六条の七 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する十八歳以上被保険者（法施行令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第十六条の八 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第一号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第十六条の九 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の〇・二七（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第十条の六第一号ロに掲げる額の見込額から同号ロに係る同条第二号に掲げる

額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の百分の五十四に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第五項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 千七百八十円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の四十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

三 十八歳以上被保険者均等割 十八歳以上被保険者一人につき 九十円（第十六条の六第一号ロに掲げる額の見込額から同号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第十六条の十 第十六条の七の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができない。

第十八条の見出し中「納期限」を「納期」に改め、同条第一項中「納期限」を

「納期」に、「末日」を「一日から末日まで」に改め、同項ただし書中「十二月にあつては、翌年の一月四日」を「前年度分までの保険料については、当該保険料を賦課した月の一日から末日まで」に改め、同条第二項を削る。

第十八条の二第一項中「前条」を「前条本文」に、「及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額」を「、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第二項中「及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額」を「、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「の額若しくは第十六条の二の額又は次条各号に定める額、第十九条の四各号若しくは第十九条の五第一項各号に定める」を「、第十六条の二若しくは第十六条の七の額又は次条各号、第十九条の四各号、第十九条の五第一項各号若しくは第十九条の六により算出した」に改める。

第十九条の二中「六十六万円」を「六十七万円」に、「及び第十五条の十」を「、第十五条の十」に、「並びに第十六条の二」を「、第十六条の二」に改め、「十七万円」の下に「並びに第十六条の七の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号の二及びホに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が三万円を超える場合には、三万円）」を加え、同条第一号イ中「三万五千二百八十円」を「三万四千二百三十円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一

人について 千二百四十六円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る十八歳以上被保険者均等割額

十八歳以上被保険者一人について 六十三円

第十九条の二第二号中「三十万五千元」を「三十一万円」に改め、同号イ中

「二万五千二百円」を「二万四千四百五十円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一

人について 八百九十円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る十八歳以上被保険者均等割額

十八歳以上被保険者一人について 四十五円

第十九条の二第三号中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同号イ中「一

万八千円」を「九千七百八十円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一

人について 三百五十六円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る十八歳以上被保険者均等割額

十八歳以上被保険者一人について 十八円

第十九条の三中「第十五条及び」を「第十五条第一項、第十五条の十一、第十

六条の三、第十六条の八及び第十九条の五並びに」に改める。

第十九条の四第一号イ中「七千五百六十円」を「七千三百三十五円」に改め、

同号ロ中「一万二千六百円」を「一万二千二百二十五円」に改め、同号ハ中「二

万百六十円」を「一万九千五百六十円」に改め、同号二中「二万五千二百円」を「二万四千四百五十円」に改め、同条に次の一号を加える。

三 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世

帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号ニに規定する金額を減額した世帯 二百六十七円

ロ 第十九条の二第二号ニに規定する金額を減額した世帯 四百四十五円

ハ 第十九条の二第三号ニに規定する金額を減額した世帯 七百十二円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 八百九十円

第十九条の五第一項中「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第

六項第八号」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十

八歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額」は「を「被保険者均等割

額及び十八歳以上被保険者均等割額」は「に、「及び第十六条の五」を「第十

六条の五及び第十六条の十」に改め、同項第一号中「第三十二条の十の二各号」

を「第三十二条の十の三各号」に改め、同項に次の二号を加える。

七 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基

礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の

所得割の保険料率を乗じて得た額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の

産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

八 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び十八歳以上

被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額）に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第十九条の五の次に次の一条を加える。

（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第十九条の六 当該年度において、その世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合における当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第十六条の九の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第十九条の二各号、第十九条の四第三号及び前条第八号に規定する基準に従い当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額とする。）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

付
則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十四条の二、第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の六から第十六条の十まで及び第十九条から第十九条の六までの規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明)

子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る規定を加えるとともに、基礎賦課額の保険料率等を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。